

○広島大学大学院博士課程たおやかで平和な共生社会創生プログラム履修細則

平成 26 年 2 月 14 日

たおやかで平和な共生社会創生プログラム会議承認

27.2.12 一部改正

広島大学大学院博士課程たおやかで平和な共生社会創生プログラム履修細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)及び広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成 24 年 9 月 18 日規則第 122 号)に定めるもののほか、広島大学大学院博士課程たおやかで平和な共生社会創生プログラム(以下「たおやかプログラム」という。)の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第 2 条 たおやかプログラムは、時間と空間の広がりによって多様に育まれた地域独自の社会と文化を深く理解し、それを踏まえて条件不利地域が抱える課題の克服のために、必要な先端科学技術をその地で開発し、社会実装することによって、多文化共生社会を支える多様なリーダー人材育成を目的とする。

(コース)

第 3 条 たおやかプログラムに文化創生コース、技術創生コース及び社会実装コースを置く。

(標準履修年限)

第 4 条 たおやかプログラムの標準履修年限は、5 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、博士課程後期からプログラムを履修する場合の標準履修年限は、3 年とする。

(教育課程)

第 5 条 たおやかプログラムの教育課程は、別表のとおりとする。

(授業科目等)

第 6 条 たおやかプログラムにおいて履修する授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

2 授業時間割は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第 7 条 授業科目の単位数の計算は、前条の授業科目を開設する研究科等の基準による。

(履修方法)

第 8 条 学生は、主任指導教員の指導により、履修しようとする授業科目について、每学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、主任指導教員及び当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。

3 学生は、たおやかプログラム以外の他の研究科又は学部の授業科目を履修しようとするときは、主任指導教員の承認を得て、当該研究科又は学部の定めるところにより履修するものとする。

4 たおやかプログラムの履修を許可された者以外の学生が、たおやかプログラムの授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、每学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

(指導教員)

第9条 学生は、入学後1週間以内に、指導教員予定者の承認を得て所定の指導教員願をたおやかプログラム責任者(以下「プログラム責任者」という。)に提出の上、学生が所属する研究科(以下「所属研究科」という。)にも提出するものとする。

- 2 プログラム責任者は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、前項に規定する願い出に基づき、学生ごとに指導教員を定める。
- 3 指導教員は、主任指導教員1人、副指導教員2人以上の計3人以上で構成する。
- 4 主任指導教員は、当該コースのプログラム担当者1人を充てるものとする。
- 5 副指導教員は、他コースのプログラム担当者又は協力者を1人以上含むものとする。
- 6 学生は、指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て所定の指導教員変更願をプログラム責任者に提出し、その承認を得なければならない。

(博士論文研究基礎力審査)

第10条 学生(第4条第2項に規定する標準履修年限で履修する者を除く。)は、次条に定める基準を満たした場合は、次の各号に定める博士論文研究基礎力審査(Qualifying Examination)(以下「博士論文研究基礎力審査」という。)を受けることができ、その審査に合格したときは、引き続きたおやかプログラムの3年次の課程を履修することができる。

- (1) コースワーク 複数分野の専門知識に関する筆記試験
- (2) オンライン・リサーチプロポーザル 博士論文の研究内容となるオンライン・リサーチプロポーザルに対する書類審査及び口頭試問
- (3) ラーニングポートフォリオ 学修の記録(単位修得状況及び目標達成度)に基づくプログラムが目指す博士候補生としての資質能力審査

(博士論文研究基礎力審査を受けるための基準)

第11条 博士論文研究基礎力審査を受けるための基準は、次のとおりとする。

- (1) 所属研究科の博士課程前期における所定の単位を修得見込みであること。
- (2) 2年次修了時にたおやかプログラムの修了要件単位を30単位以上修得見込みであること。(修了要件)

第12条 たおやかプログラムの修了要件は、別表に定める授業科目を履修の上、51単位以上を修得するとともに、所属研究科の博士課程前期及び博士課程後期の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、履修期間に関しては、たおやかプログラム会議及び研究科教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該プログラムで4年以上履修すれば足りるものとする。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、たおやかプログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年2月12日から施行し、この細則による改正後の広島大学大学院博士課程たおやかで平和な共生社会創生プログラム履修細則の規定は、平成26年4月1日から適用する。